

事例 1、りんご生産組合の事例

りんご生産農家 2 3 名が土地を出資して民法上の組合を設立し、組合員は出資した土地の面積に応じて出資口数を有し、経費を負担していた。設立当初は、組合員とその家族がりんご生産についての責任出役義務を負う制度がとられていたが、その後、出役義務制度を廃止し、管理者と専従者、一般作業員によってりんご生産を行うことが決定された。X（原告）は出資者であるが、出役義務制度が廃止された後は、一般作業員または専従者として従事し、資金（専従者としては 1 日あたり 6,000 円）を受け取っていた。

りんご農家が、各々独立してりんごを作っていたら大変なので、皆で民法上の組合を作った。そして組合員は 1 日あたり 6 時間働いて、1 か月あたり 20 日は仕事をしようというところから、組合員も、だんだんと歳を取ってきますので、「うちは出られないから代わりに人を雇って」という話になった。

そして、作業員を雇うことになったわけです。そうすると、実際に作業をする人達のなかには、雇われた従事者と、組合員が混ざることになります。そこで、給料の支払いが問題になり、組合員にも、外の従業員と同じに給料を支払うということになりました。

もちろん、組合会計として最後に残った利益は、組合の所得として、組合員の全員に分配されることになります。

そして、給料の支払いを受けた組合員は、それを給与所得として申告したのです。

地裁は給与所得と認めてくれたのですが、高裁は課税処分を是認しました。「あなたは組合員だ。組合員は事業者側であって、雇用される側ではない。事業者が自分を雇うということはありません」と判示しました。

これに対し最高裁は「当事者が労務費の支払いを雇用類似の法律関係に基づくもの認識していたこと、その労務費は、一般作業員に対する労務費と同様に、本件組合の利益の有無乃至、その多寡とは無関係に決定され、支払われていたこと。本組合が痛くした管理者の指揮命令に服して労務を提供していたとみられることから、組合の利益の分配であるとみるのは困難であり、給与所得に該当すると解するのが相当である。」として、高裁判決を破棄して、控訴棄却の自判をし、第一審判決を支持した。

（結論）

- 1、第 1 事例では、給与とする地裁及び最高裁判決に賛成。
- 2、第 2 事例では、裁判決に賛成。

(第1事例)

- 1、第1事例では、盛岡地裁と最高裁は当組合から、りんご生産作業を委嘱され、これに従事した組合員の報酬は、給与所得とした。
- 2、しかし、社会の常識には合っているが、法律の常識には合っていないと批判されています。
- 3、組合(民法667条~688条)とは、複数の当事者(組合員)が出資をして、共同の事業を営むことを約束する双務・有償・諸政・不要式の債権契約たる組合契約によって作られる一種の団体を言う。

組合員は、すべて共同の事業のため、財産乃至労務または双方を出資する。

4、(反対意見)

民法上の組合自体に法人格は無い。従って組合の所得は、組合員の出資などに応じて各組合員の所得に分割され、その個人所得として課税されるのである。このような民法上の組合の性格からすると、組合と組合員であるAとの間に雇用関係は存在せず、これを給与所得とする課税上の公平に反する結果になる上に、管理者とAとの間には、従属関係はなく、Aの労務提供は、本件組合に対する労務出資というべきであり、本件所得は事業所得に該当する。

組合員Aが受け取る収入は、給与・賞与などの名目で受け取っても、これらの所得が本件組合の事業から生じた事業所得であるという性質が変わるものではない。

本件所得が労務提供に対する対価としての性質を有するとはいえ、組合の事業活動としての組合員の労務提供により得られた成果は、組合が納税義務者とならないために、各組合員にその所得として帰属することとなること、法人格のない組合と組合員との間に、雇用契約又はこれに類する原因の存在を想定することは困難であること。そして控訴審判決も指摘するように、組合に発生した事業所得を給与として各組合員に支払うことにより、これを極端に圧縮するとともに、当該給与所得については控除を通じて金額を圧縮することが可能になり、著しく課税の公平を害する結果となる。

- 5、しかしいずれに該当するのは、当該支払の原因となった法律関係に係わる当事者の合理的意思、当該組合員Aの労務の提供や当該支払の具体的態様等を考察して、実質的に判断すべきである。

当組合員Aの労務の提供が、主として組合員としての地位や立場に基づくものであり、報酬の額が利益の何%といった形で決められたり、当該組合員に対する報酬と当該組合の事業に係わる損益との間に関連性が認められるなら、当該報酬は、組合員としての地位に基づく利益の分配となるであろうが、本件は、当該組

合員が外の非組合員被用者と同じ立場で組合の指揮命令に服しており、報酬と当該組合の事業に係わる損益との間に関連性が認められないなら、組合員の地位とは別の雇用契約関係又はこれに類する関係に基づく労務の提供に対する報酬の支払であり、給与所得である。

- 6、最高裁判決も「本件組合は、設立当初は各組合員がその出資口数に応じて出役する責任出役義務制が採られていたが、雇用労務を用いたほうが合理的であるとの認識に基づき、管理者・従業員及び一般作業員が生産作業を行う形態に改められた経緯等にもかんがみると、責任出役義務制が廃止された後は、組合員である専従者の労務の提供も、一般作業員のそれと同様のものと扱われたと評価することができる。これらの事実からすると、上告人（組合員）が本件組合から労務費として支払を受けた本件収入を以って、労務出資をした組合員に対する組合の利益の分配であるとみるのは困難というほかはなく、本件収入に係わる所得は、給与所得に該当すると解するのが相当である」としている。

（第2事例）

- 1、第2事例では、審査請求人は、競走馬の保有に係わる所得が、事業所得であると主張したが、それは認められず、雑所得であるとされた。
- 2、けだし当然である。

事業所得に言う事業とは、自己の計算と危険において、独立して営まれ、営利性・有償性を有し、且つ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得と定義されている。

本来事業とは、自ら収益をあげるべく情熱をもって資本を投じ、時には損失の危険を覚悟してこれを営業運営して行くというものであり、そこに社会的地位がある。

確かに請求人は、競走馬を何頭も購入し、その競走馬の走行成績によっては損益が生ずるが、それは馬券購入と同じで、偶然の結果であり、請求人の対価を得る目的の事業遂行の結果ではない。又そのことから請求人の社会的地位が客観的に認められるというものでもない。請求人は、過去25年以上事業所得として継続して申告し、その間数回の税務調査を受けているのに、何らの指導も無かったとの主張も、たまたま見落とされていたものに過ぎない。雑所得であるから損益通算も認められない（法69条）。

因って裁決の結果は正当である。